

北中城村あやかりの杜新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）に基づき（図書館においては、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）に基づき）、沖縄県の「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（令和2年5月10日）を踏まえ、次のとおり策定する。

適用期間は、令和2年6月1日（月）から当面の間とし、沖縄県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に本ガイドラインの見直しを行うものとする。

1、施設及び図書館運営に関して

指定管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員及び来館する者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

2、リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員や来館者、関連事業者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を行う。また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染対策

- ・高頻度接触部位（トイレの便座、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、台車、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）を特定し、アルコール消毒を行う。
- ・図書館での本の貸出にあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、従事者及び来館者の手指衛生励行など可能な限りの予防を行う。（消毒は、1日に2～3回は必要であり、開館前又は閉館後は必ず行う。）

②飛沫感染のリスク評価

- ・扉や窓、排煙口の開放を行い、館内でのマスク着用を励行する。
- ・ブラウジングでは、飲食を禁止し、常時喚起を行う。テーブル、椅子は定期的に消毒し、間隔を置いたスペースをつくる。
- ・事務所や図書館での受付等において、透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

③集客施設のリスク評価

各施設の定員を制限し、大規模な来館が起こらないよう、施設全体の利用人数の調整を行い、必要があれば施設貸出自体の禁止を行う。

施設名	制限前	制限後
多目的ホール (198.24 m ²)	120 名	45 名
会議室 (38 m ²)	16 名	9 名
研修室 (38 m ²)	16 名	9 名
和室 (73.17 m ²)	35 名	18 名
工芸室 (69.5 m ²)	30 名	17 名
ボランティア室 (42.3 m ²)	12 名	10 名
ドミトリー (69. m ²)	8 名	8 名

(一人当たりフィジカルディスタンス (身体的距離) を 4 m² と換算して算出)

- ・ キャンプ場においては、団体の利用を原則禁止にし、感染拡大予防に努める。また、消毒が困難なテント等の貸出を控え、持ち込みのみ使用を許可する。
- ・ 以下に該当する者の利用制限を行う。(以下「利用制限」という。)
 - 37.5 度以上の発熱がある者
 - 息苦しさ (呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある者
 - 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある者

④地域における感染状況のリスク評価

沖縄県内、近隣市町村及び北中城村内で感染者が出た場合には、北中城村教育委員会と連携をとり、必要があれば施設貸出の全面禁止及び休館を行う。

⑤職員等の安全確保のために実施すること

- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1 度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ (呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が生じた場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 館の運営に当たって、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また、作業を終えた後は、手洗い等を励行する。

3、図書館開館、イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

図書館開館、イベント及び講座を実施するにあたり、上記の 3 密を避けることは基より、次の対策を行う。

①図書館

- ・利用制限を行う。
- ・感染した者が、図書館を利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う。また、利用データより、氏名及び緊急連絡先を個人情報に十分留意しつつ把握し、来館者名簿として北中城村生涯学習課へ提出する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底を促す。また、所々に次亜塩素酸ナトリウム液やアルコールを設置し、手指の消毒を促す。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・カウンターの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて整列を促す等、人が密着しないよう工夫する。
- ・来館者が密集及び長時間による滞留をしないよう、従事者の巡回による声かけや掲示・放送等により注意喚起に努める。
- ・蔵書検索機器、閲覧用パソコン等の物品の消毒を定期的に行うとともに、利用者に対して、機器等の利用前後に手洗いや手指消毒の励行を促す。また、利用者同士が一定の距離を空ける措置をとるとともに、必要に応じ利用人数を制限する。

②講座

- ・受講生の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、受講生に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
 - ・講座を行う際には、受講前に非接触型検温器による受講生の検温及び体調の聞き取りを実施する。
- ・利用制限を行う。
- ・募集定員を制限後の人数で設定し、フィジカルディスタンス（身体的距離）を確保し、安全確保に努める。特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した注意喚起を行う。
- ・状況によっては、講座時間の短縮や回数を増やし、受講生の人数を分散させる対策を行う。
- ・講座ごとに次亜塩素酸ナトリウム液やアルコールを設置し、手指の消毒を促す。

③イベント

- ・新型コロナウイルス感染状況を考慮し、感染の収束が見込めない場合は、自粛する。（子どもゆめ基金、しまくとぅば普及促進事業など）

④沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、令和2年度は子ども対象の講座は見送り、大人向けの講座を中心に計画する。
- ・開催に際し、参加者の検温をはじめとする健康チェックを行い、安全確保に努め、3密を回避する講座内容の構築を図る。
- ・利用制限を行う。
- ・講座ごとに次亜塩素酸ナトリウム液やアルコールを設置し、手指の消毒を促す。

4、館における施設の貸出に際して、利用者への注意喚起

館において、会議やワークショップ、講演会等（以下、「イベント等」という。）の貸出を行う場合には、以下の措置を講じることし、その際、措置を講じるべき主体は、施設利用者（以下、「利用者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

ア) 開催前

- ・各利用者に、関係者及び参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成を義務付ける。また、参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知させる。
- ・本ガイドラインを踏まえた現場の対応を利用者に伝える。

イ) 開催当日

- ・利用者に参加者の検温及び健康チェックを行うよう、指示する。（必要があれば、非接触検温器の貸出も行う。）
- ・最低でも1時間ごとの換気を行うよう指示する。
- ・定員以上の使用を行わないよう、注意喚起を行う。

ウ) 開催後

- ・利用者が主催するイベント等に新型コロナウイルス感染者が出た場合、保健所へ利用者の連絡先を伝える。（利用者には、必要に応じて保健所等の公的機関へ連絡先を提供され得ることを事前に了承してもらう。）